

秘密保持誓約書

当社は、国立研究開発法人国立循環器病研究センター（以下「貴センター」という）に対し、ネットワーク・ネットワークサーバ・セキュリティ等 請負契約にかかる意見招請等（以下、「本件競争」という）への参加にあたり、貴センターより開示又は提供される情報（以下「当該情報」という）に関し、以下のことを誓約いたします。

1. 秘密情報の取扱い

- 1) 秘密情報とは、当該情報のうち開示又は提供される貴センターの製品、技術、図面、コスト、事業、診療、研究活動及び施設等に関する技術上、営業上その他一切の情報のうち、貴センターより書面にて弊社に対して提供され、かつ「秘密情報」と明示的に表示されたものを指します。
- 2) 次に挙げる情報のうち、いずれかに該当するものは、秘密情報から除外されるものとします。
 - (1) 貴センターより開示又は提供を受けた時点で、既に公知又は公用であった情報
 - (2) 貴センターより開示又は提供を受けた後、弊社の責に拠らないで公知又は公用となった情報
 - (3) 弊社が正当な権利を有すると合理的に信じた第三者から守秘義務を負うことなく開示を受けた情報
 - (4) 貴センターより開示又は提供を受けた時点で弊社が既に知っていたことを証明できる情報
 - (5) 裁判所又は政府の命令、若しくは、法令に基づき提出を求められた情報

2. 秘密保持義務

弊社は、秘密情報を秘密として保持し、貴センターの書面による事前の同意なく、これを本件の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩しません。また、当該情報に関わる必要最小限の弊社の役員及び従業員に限り秘密情報を使用するものとします。

3. 資料の取扱

- 1) 秘密情報は弊社の規定に従った手順により適切に管理し、令和7年9月30日までに廃棄又は返却します。
- 2) 弊社が秘密情報を複製したときは、複製物についても本誓約書に定める秘密情報として取り扱うものとします。
- 3) 秘密情報開示後に本件競争への参加を辞退する場合は辞退届（任意様式）を提出し、速やかに秘密情報を廃棄します。

4. 存続期間

本誓約書に基づいて弊社が負う秘密保持義務は、本誓約書捺印日から5年間存続するものとします。

令和 年 月 日

住所
社名
代表者